

訪日教育旅行受入促進検討会 報告書

～地方における訪日教育旅行の受入拡大に向けて～

平成 27 年 10 月
観光庁・文部科学省

目 次

はじめに.....	1
1. 訪日教育旅行とは.....	2
2. 訪日教育旅行促進の意義.....	2
3. 訪日教育旅行の現状.....	3
4. 訪日教育旅行の受入れの課題.....	5
(1) 交流受入れの調整を行う人材不足.....	5
(2) スケジュール調整等の困難さ.....	5
(3) 地域における経費の負担.....	5
(4) 通訳の確保の困難さ.....	6
(5) 訪問・受入れの意義に関する相互理解・認識のギャップの解消.....	6
(6) 直前キャンセル等.....	6
(7) ホームステイ先の確保と安全管理.....	6
5. 地域における成功事例ー長野県.....	7
(1) 関係機関との連携.....	7
(2) 受入プログラムの充実.....	7
(3) 交流申請書を通じたマッチングと確認.....	7
(4) 予算の確保.....	8
(5) 通訳の確保.....	8
(6) ホームステイ対応.....	8
6. 訪日教育旅行受入促進のための具体的方策.....	9
(1) 地域の観光部局における調整・相談窓口の構築.....	9
(2) 観光部局と教育部局の連携.....	9
(3) 海外と地域をつなげる一元的窓口の設定.....	9
(4) 財源の確保.....	10
(5) 通訳の確保.....	11
(6) 訪日教育旅行に対する理解の促進.....	11
おわりに.....	12

資 料 編

国・地域別訪日教育旅行受入れ実績	i
受入校の総額費用	i
受入校の費用負担箇所	ii
学校交流のための予算の事例	ii
訪日教育旅行の行程の事例	iii
学校交流の内容の事例	iii
学校交流の申請書	v
各国・地域における訪日教育旅行の概況	x
訪日教育旅行 国・地域別の特徴	xii
訪日外国人旅行者の推移	xiv
国・地域別訪日外国人旅行者数	xiv
都道府県別 外国人延べ宿泊者数	xv
JNTO(日本政府観光局)説明資料	xvi
長野県説明資料	xxiii
平成 17 年度「訪日教育旅行の促進のための検討会報告書」のポイント	xxx
観光立国実現に向けたアクション・プログラム(抜粋)	xxxii
日本再興戦略 改訂 2015(抜粋)	xxxii
訪日教育旅行受入促進検討会メンバー	xxxiii
訪日教育旅行受入促進検討会 開催概要	xxxiii

はじめに

日本を訪れる外国人の数は 2013 年に史上初めて 1,000 万人を突破し、翌 2014 年には 1,300 万人を超えた。2015 年は更に多くの外国人が日本を訪れることが見込まれる。

今後、訪日外国人旅行者数 2,000 万人、あるいはその更に先の 3,000 万人を目指す上では、東京やゴールデンルートに集中する外国人旅行者を地方に誘客することが極めて重要である。

また、多くのリピーターを獲得するためには、外国人に若いうちから日本の魅力に触れてもらい、その後何度も日本を訪れたいと思ってもらうことが肝要であり、このための有効な手段の一つとして特に地方において訪日教育旅行の受け入れを促進していくことは重要である。

さらに、政府は高等学校段階からの留学促進などの取組を進めているところであるが、海外の若者の受入れによる国際交流や国際理解も、グローバル人材の育成においては重要な要素である。

加えて、地域において訪日教育旅行を受け入れ、若いうちから国際交流の機会を創出することは、国際的な相互理解を増進させ、海外に対して日本の実像を理解してもらうとともに、国内の地域においても、訪日外国人旅行者を受け入れる機運を醸成させる極めて有効な手段である。

他方で、訪日教育旅行の受入促進に当たっては、様々な課題もあることから、現状では、訪日教育旅行の受入れに積極的に取り組む地方自治体は極めて限定的であり、全国津々浦々に広く訪日教育旅行が受け入れられているとは言い難い状況となっている。

こうした現状認識のもと、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015」(平成 27 年 6 月 5 日観光立国推進閣僚会議決定)において、2020 年までに訪日教育旅行の受入者数を 2013 年の約 4 万人から 1.5 倍にするとの新たな意欲的な目標を掲げたところである。

なお訪日教育旅行の課題と対策については、平成 17 年の「訪日教育旅行促進のための検討会報告書」で議論されており、その内容は現在でも当てはまるものも多いが、本検討会では特に地方での受入促進という観点から、改めて訪日教育旅行に実際に取り組む関係者を構成員とする検討会を立ち上げ、訪日教育旅行の受入促進、特に地方における受入促進に係る課題の整理を行うとともに、これらの課題解決に向けた貴重な意見を踏まえ、今後とるべき方向性をとりまとめた。

1. 訪日教育旅行とは

海外における教育旅行は、それぞれの国・地域によって特徴が異なると考えられるが、日本で現在受け入れている教育旅行は、日本の修学旅行のように、教師等の引率者と児童生徒で構成される団体旅行として実施されることが多い。ただし、日本における修学旅行と比べ、一般に学校訪問を含むことが多い、全員参加が前提の学校行事ではなく希望者だけが参加する、といった違いがあることから、「修学旅行」と区別して「教育旅行」と呼んでいる。

なお、文部科学省において隔年で実施している調査「高等学校等における国際交流等の状況について」においては、外国からの教育旅行を「引率者と児童生徒で構成される団体等で学校を訪問したものを指し、研修旅行・留学など個人的なものは除く」と定義している。

2. 訪日教育旅行促進の意義

訪日教育旅行の大きな意義の一つは、外国の若者に日本の魅力を知ってもらい、「また訪れたい」と思ってもらうことにあり、とりわけ、受入地域におけるリピーターの獲得に資するものである。そして、その地域に多くの外国人旅行者が何度も訪れるようになれば、地方での消費拡大にも寄与することとなる。

また、訪日教育旅行は、海外の児童生徒が日本の学校を訪問する場合には、日本の児童生徒が海外に行かずとも異文化を直接体験し、国際理解を深めることができるという点、さらに、海外の学校の生徒と交流することで日本の生徒が海外へ興味を惹かれるだけでなく、生きた外国語に触れる機会にもなるという点で、教育上大きな意義を持つものである。

さらに、上記のような若いうちからの国際交流は、日本の正しい姿を先入観なく受け入れるとともに、国際相互理解を増進させ、未来志向の国際関係を築くことに資する。

これらのことから、訪日教育旅行の受入促進は、地域にとっても大きな意義を有するものである。

3. 訪日教育旅行の現状

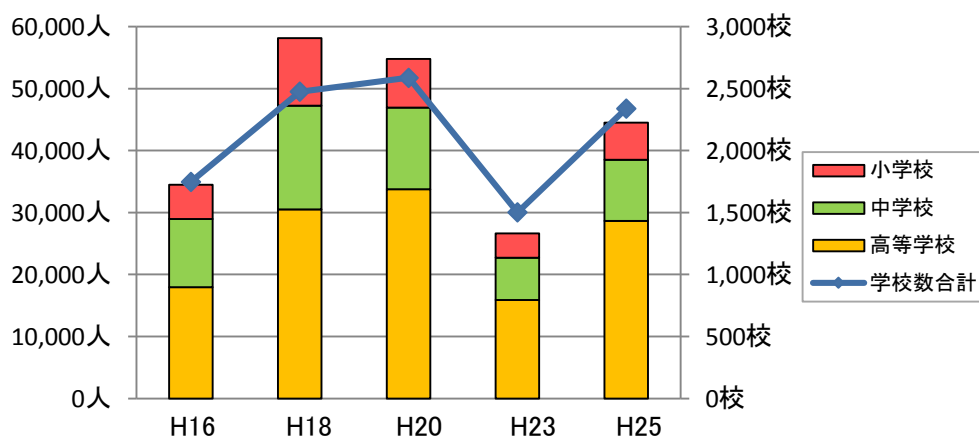
『平成 25 年度高等学校等における国際交流等の状況について』(文部科学省調査)によると、平成 25 年度に訪日教育旅行を受け入れた小学校・中学校・高等学校は延べ 2,340 校に上る。台湾、韓国、米国、オーストラリア、中国など 100 を超える国・地域から延べ 44,503 人を受け入れており、これは前回調査(平成 23 年度)に比べ、約7割の増加となっている。増加の要因としては、平成 23 年に発生した東日本大震災の影響により、日本への渡航を控えていた外国からの訪問者が戻ってきたものと考えられる。訪問者の国別で見ると台湾からの訪問者が最も多く、台湾に次ぐ韓国と合わせて全体の約半数を占めている(48.0%)が、米国、オーストラリアからも 20% を超えている(23.%)状況である。

【表1】訪日教育旅行受入実績(平成 16 年度～25 年度)

	高等学校		中学校		小学校		合計	
	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数
平成 16 年度	17,977	797	11,007	609	5,522	315	34,506	1,721
平成 18 年度	30,525	1,179	16,723	805	10,899	470	58,147	2,454
平成 20 年度	33,760	1,429	13,154	722	7,867	406	54,781	2,557
平成 23 年度	15,916	867	6,772	396	3,966	239	26,654	1,502
平成 25 年度	28,663	1,315	9,871	659	5,969	366	44,503	2,340

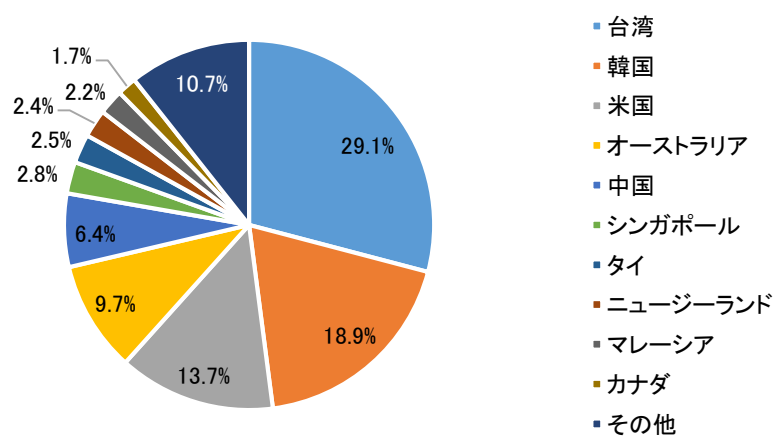
出典:文部科学省

【図1】訪日教育旅行受入実績(平成 16 年度～25 年度)



出典:文部科学省

【図2】国・地域別訪日教育旅行受入実績(平成 25 年度)



出典:文部科学省

【表2】都道府県別訪日教育旅行受入実績上位 10 位(平成 25 年度)

順位	都道府県	受入団体数	受入者数
1	東京都	218	4,084
2	長野県	112	3,702
3	大阪府	169	3,549
4	兵庫県	126	2,671
5	京都府	131	2,076
6	福岡県	106	1,898
7	広島県	114	1,888
8	千葉県	104	1,607
9	愛知県	98	1,594
10	静岡県	58	1,534
その他 37 県		1,103	19,900
計		2,340	44,503

※ 数値は、域内の国立・公立・私立の小学校・中学校・高等学校等の延べ数。

出典:文部科学省

4. 訪日教育旅行の受入れの課題

これまで述べてきたように、訪日教育旅行は、大変意義のあるものである。一方で、一部の地域・学校においては円滑に受入れが行われているものの、実際に受入れに取り組む現場からは、以下のような課題が指摘されている。

(1) 交流受入れの調整を行う人材の不足

交流を受け入れるには、当日の対応のみならず、受入れ・訪問のニーズの調整、受け入れる人数、対応する学校の学年や学級、交流プログラム、全体のスケジュールなど事前の様々な調整が必要であり、訪問校と受入校の間に入念なコミュニケーションが欠かせないが、両者の間に立ってそうした全体的な調整を行う者が存在しない。教員は授業の準備、実施の他にも部活動の指導や進路指導、生活指導、事務作業、教材研究等多くの業務を抱えているほか、特別支援、いじめ、日本語指導が必要な児童生徒の増加など様々な課題に対応しながら交流受入の調整を担っている実態があり、コーディネートを担う組織や人材の確保が課題となっている。

(2) スケジュール調整等の困難さ

学校は、学習指導要領等に沿って必要な教育課程を実施するため、年間計画・学期計画、週・日ごとのスケジュール等が組まれている。その中で、教育上の意義や相互交流の重要性等を踏まえて訪日教育旅行の受入れについて判断を行うことになるため、訪問を希望する学校との間で十分な時間的余裕を持って事前の交流プログラムやスケジュール調整を行う必要がある。しかし、このような受入学校側の状況が適切に訪問希望国側に周知されていない場合、受入側で対応が困難なスケジュール・プログラムが提示され、調整が進まなくなるという課題がある。なお、教育課程外で対応する方法も考えられる一方で、教育課程内で行う場合には、実施する教科等の趣旨との整合性に留意する必要がある。

(3) 地域における経費の負担

外国の学校との交流に当たっては通訳が必要となるほか、最低限のおもてなしとしてお茶や菓子の提供、記念品の交換、資料作成等があるが、受け入れる学校側は、このような経費に充てる予算を確保することが困難である場合がある。なお、公益財団法人日本修学旅行協会の実施したアンケート調査によると、自治体・観光協会など学校以外からこうした交流経費の負担がなされたケースは15.7%にとどまっており、経費面での支援が十分になされていない（資料編Pii参照）。

(4) 通訳の確保の困難さ

教育旅行を受け入れる上では、正確な意思疎通を図るために通訳が必要である。しかしながら、実際には通訳を雇うのにも費用は掛かり、また、急に受け入れの申請があった場合にすぐに確保できるとも限らない。そのような場合は、教員、とりわけ英語の教員が対応せざるを得ず、教員への負担となってしまう。

(5) 訪問・受入れの意義に関する相互理解・認識のギャップの解消

訪日教育旅行を希望する海外の学校が何を求めているかはそれぞれに異なる。高い教育的効果を求め、例えばスーパーグローバルハイスクールのようなレベルの高い学校との交流を求める場合もあれば、学校交流を行うものあくまで観光中心という場合もある。他方で、受入側の日本の学校も、在籍する児童生徒のニーズに応じて様々な教育上の課題に対応する一環として、訪日教育旅行の受入れを検討することになり、このような双方の訪問・受入れの意義に関し相互理解を深めることが課題となる。また、学期制度や学年の区分けの違いなどで受入時期や交流する生徒の年齢が合わないといったマッチング上の問題も発生する。互いのニーズや事情を考慮した上での調整を行うためには、日本の学校が訪日教育旅行を受け入れる目的、受入れスケジュールやプログラムの調整に当たって配慮すべき点などについて、訪問を希望する国の学校関係者へ周知・広報を行っていく必要がある。

(6) 直前キャンセル等

交流申込し、受入準備を進めているにもかかわらず、海外の学校が直前に訪問をキャンセルしてしまい、すべての準備が水泡に帰してしまうこともある。このような事態が度々起これば、学校としては訪日教育旅行の受入れに更に消極的になってしまい、訪日教育旅行というものの自体が定着しない一因となってしまうため、対策が必要である。

(7) ホームステイ先の確保と安全管理

訪日教育旅行では、日本人とのふれあい及び経費削減のためにホームステイを希望するケースが多いが、わが国では狭さ、負担、言語等の理由によりホームステイに応じる家庭が比較的少なく、ホームステイ先の確保が困難となっている。また、ホームステイは、日本の家庭生活や文化に触れてもらう上では非常に有効ではあるが、一般家庭での宿泊であるため、事故などのリスクにどのように対応するかという課題も存在している。

5. 地域における成功事例－長野県

前述に掲げた課題の解決に向けて、本検討会では、積極的に訪日教育旅行の受入れに取り組む地域を代表して、長野県より、個々の課題に対応した取組の状況についてヒアリングを行った。長野県は、訪日教育旅行の都道府県別受入実績が東京に次ぐ第2位となっており、平成16年から平成26年まで、台湾、中国、シンガポールなどから延べ642団体、26,950人を受け入れている。

(1) 関係機関との連携

長野県における訪日教育旅行誘致の取組の特徴としては、県の国際観光推進室が英語や中国語ができる職員を採用することなどを通じて、コーディネーターの役割を果たし教育委員会や学校との円滑な協力関係が構築されていることである。

これは、平成15年に台湾の教育関係者等の視察団を県の観光部局と教育委員会が連携して受け入れたことをきっかけとしており、今では、国際観光推進室に元校長を配置する、教育委員会に訪日教育旅行の担当者を置くなど、観光部局と教育部局とで人事交流も含めた強力な連携が図られている。

訪日教育旅行を受け入れる際には、公立高校の場合は、国際観光推進室が窓口を担い、教育委員会を通じて来訪校の希望に沿う高校に受入れの打診を行い、私立学校の場合は同室が学校と直接やりとりをする。受入校が決定した後は、同室が学校側と綿密な打合せや資料提供等を行うなど、観光部局と教育部局がそれぞれの役割分担の下で連携して受入を行っている。

(2) 受入プログラムの充実

訪日教育旅行を受け入れる上では、実際には教育課程との整合性に留意する必要があるが、長野県では、教育課程への影響という観点からも工夫を行い、交流事例の提供などのサポートも行っている。

例えば、日本の伝統文化の体験も兼ねて茶道等の部活動に参加してもらったり、施設見学を行ったりといったものであれば、授業に組み込まず、教育課程に大きな影響を及ぼすことなく受入れが可能である。

(3) 交流申請書を通じたマッチングと確認

来訪側のニーズとのミスマッチが起きないように、交流申請書(資料編Pv参照)の提出をお願いし、相手のニーズをきちんと把握するとともに、直前のキャンセルがないか、旅行の手配が滞りなく進んでいるか等について、来訪校や旅行会社、ランドオペレーターに念入りに確認している。

(4) 予算の確保

訪日教育旅行に関する予算については、県において明確な目標(平成 27 年度:120 団体)を設定するとともに、この目標の達成に向けて必要な予算として、所要の予算を確保し(予算概要については資料編 P ii 参照)、交流経費の一部を負担しているほか、歓迎横断幕や記念品の提供等も行っている。

(5) 通訳の確保

通訳については、県や市町村に配置された通訳を中心に常時 20 名ほどがリスト化され、ボランティアベースで対応する体制を整えている。教育や文化に関する通訳がスムーズに進むよう、研修も行われている。また、交流当日は県の担当者も同行し、サポートしている。

(6) ホームステイ対応

長野県では、農家でのホームステイ受入れが可能な場所が県内に8カ所あり、400 名の受入れが可能。安全対策として、ホームステイの受入れ先は、簡易宿所の営業許可を取得している受入れ先に限定している。

このように、訪日教育旅行の受け入れに当たっては様々な課題があるが、地域において観光部局がコーディネート機能を果たし、一つ一つの課題を丁寧に検証し、関係者と連携を図って受入学校における円滑な受入の支援を行っていくことが、訪日教育旅行受入を促進する上で非常に重要な鍵となると考えられる。

6. 訪日教育旅行受入促進のための具体的方向性

検討会では、長野県の取組を参考に議論を進め、地域における訪日教育旅行の受入促進のための具体的方向性として、以下の通り取りまとめた。

(1) 地域の観光部局における調整・相談窓口の構築

訪日教育旅行の受入促進に当たっては、地域の中心となって情報を集約し、受入側と来訪側のマッチングを行う主体の設定が必要であり、旅行会社との普段からの付き合いがあることを考えても、この役割は地域の観光部局が担うことが望ましいことから、地域において全体的な調整、相談窓口を設定すべきである。その際、交流の目的、受入校、訪問時期、学校交流プログラム等に加え、地域の観光資源や日本の文化に触れる内容を盛り込むこと、また地域の特色に応じた宿泊先に関する情報を提供することで、日本の魅力をより効果的に伝えることが可能と考えられる。

なお、調整・相談窓口においては、学校の実情をよく理解している教育関係の経験者や旅行会社勤務経験者を採用するなど、実地を知っている者を活用することが望ましい。

そのほか、訪日教育旅行の受入に豊富な経験を有する者を「訪日教育旅行受入アドバイザー(仮称)」として認定すること等により、訪日教育旅行受入業務の経験者が少ない現状を補完する施策を進めていくべきである。

(2) 観光部局と教育部局の連携

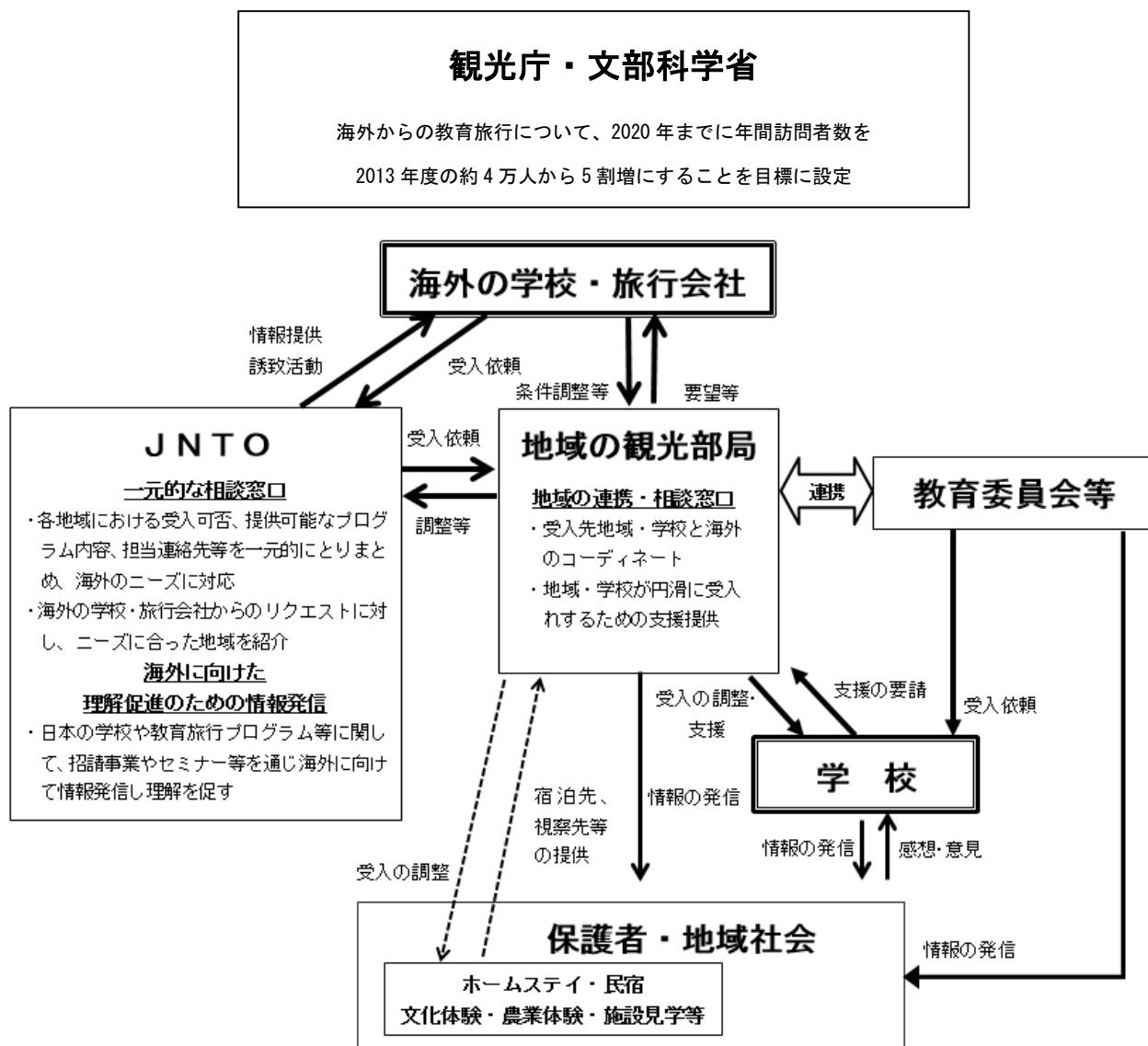
訪日教育旅行は観光にも教育にもまたがる旅行形態である。それゆえ訪問希望学校と受入候補学校の相互理解を促すための観光部局と教育部局の連携が必要不可欠である。それにもかかわらず、実際は観光部局と教育部局が十分に連携を図れていないことも多い。

そこで、人事交流等を通じて、観光部局と教育部局の共通理解の醸成を図るとともに、前述の調整・相談窓口を中心とする受入に係る具体的なフローを検討・作成することにより、役割分担をはっきりとさせておくべきである。

(3) 海外と地域をつなげる一元的窓口の設定

JNTO(日本政府観光局)を、訪日教育旅行における交流マッチングの一元的窓口として位置づける。具体的には、地域における調整・相談窓口や提供可能プログラム等の情報を取りまとめ、海外の学校関係者や旅行会社等に提供するとともに、海外の学校から学校訪問の希望があった場合に、そのニーズに合った地域の窓口を紹介する。

【図3】 訪日教育旅行受入促進のための体制のイメージ



(4) 財源の確保

地域の調整・相談窓口の運用のため、必要な人員と予算を確保すべきである。なお検討会では、訪日教育旅行の受入に係る経費について、有償とすべきとの意見もあった。海外では、記念品や飲み物等の受入側の費用を有償として来訪側が支払っていることも多いことから、我が国においても、一定の負担を来訪側に求めることも検討すべきである。

また、国内の修学旅行の場合、自治体が、観光振興の観点から、当該地域内の宿泊数などの一定の条件を満たした団体に対し、手配を行う旅行業者を通じて

助成金を交付する制度が全国的に存在するが、こうした制度を海外からの教育旅行団体にも適用できるようにすることが望ましい。

(5) 通訳の確保

通訳については、地方自治体で雇用している通訳の活用、地域ボランティアの活用など、費用を抑えつつ、英語の教員の負担を減らす方法を確保することが重要である。また、例えば地域の外国語大学や外国語学科を有する大学の大学生や留学生、地域の海外在住経験者等を活用することも考えられる。

(6) 訪日教育旅行に対する理解の促進

JNTOにおいて、海外の学校関係者や旅行会社等を対象とした招請事業やセミナー等を実施することを通じて、海外の学校関係者等の意見を集約して地域の受入体制に反映させる取組を行うとともに、円滑な交流の調整が可能となるよう、受入側学校との調整において配慮すべき事項を正確に海外へ伝えることが大切である。具体的には、地方自治体における訪問受付窓口や日本の教育制度、受入側にとっての学校交流の意義、受入プログラム検討のスケジュール、提供可能な交流プログラム等について情報発信を行うことが考えられる。一方で、相手国・地域の特性に合った交流プログラムや視察プログラムを地域が提供できるよう、ニーズを把握し、関係者に共有することも必要である。

そのほか、国内におけるセミナーやシンポジウムを開催し、訪日教育旅行の経験のある者や意欲的に取り組んでいる者の講演等によりノウハウの水平展開を図るべきである。

おわりに

冒頭でも述べたとおり、本検討会は訪日教育旅行の受入先の拡大が目的であり、とりわけ、全国津々浦々、地方での広がりを狙いとしている。

このため、訪日教育旅行の受入れに積極的に取り組んでいる具体的事例として長野県を取組を紹介しつつ、各地域において訪日教育旅行の受入れが促進されるための方向性について一定の提言を行った。

本検討会では、各地域における調整・相談窓口が設置される等の環境が整備されることにより、学校側が学校交流の受入れに積極的に応じることができるようにすることが、訪日教育旅行拡大のために重要であることが確認された。まさに、このような中、近年のインバウンドへの関心の高まりに伴い、特に台湾において地方自治体の首長によるトップセールスも行われるなど、訪日教育旅行を積極的に受け入れようという意欲、機運は地方においても高まりつつある。

こうした機運の高まりをとらえ、今後は本報告書の内容を踏まえ、訪日教育旅行促進のための施策パッケージの具体化について早急に検討・実施していくこととする。